

税 務 と 経 営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

精緻予報

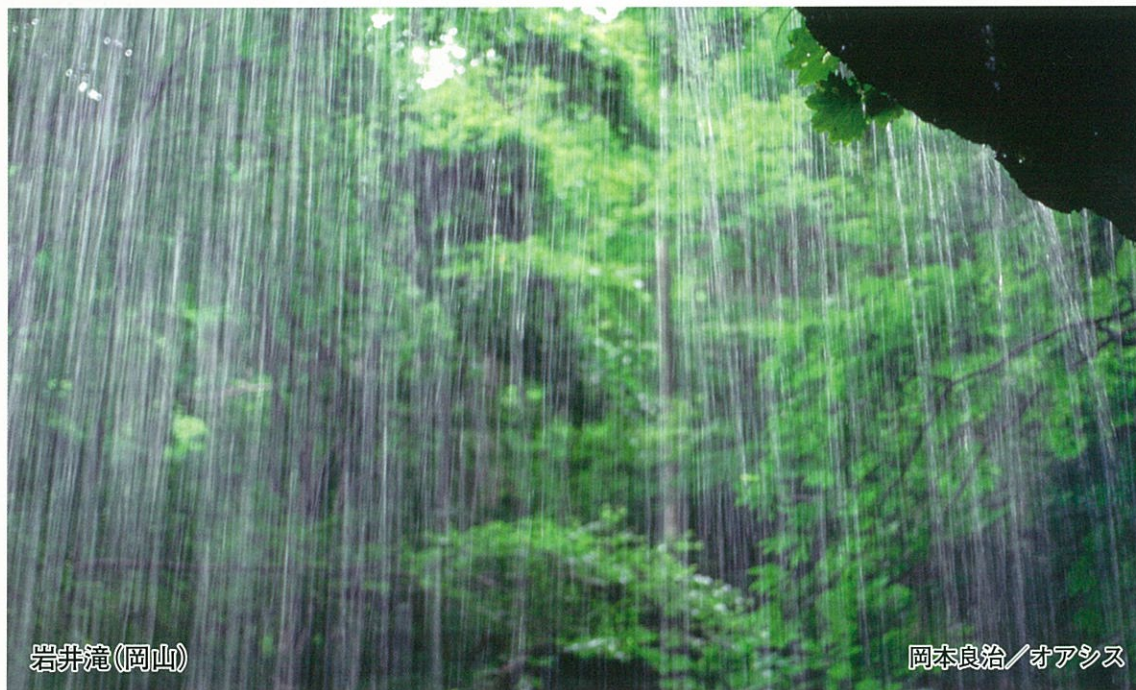
気象庁は、気象衛星・レーダーやアメダスなどの観測機器から送られてくる膨大なデータの内、実際に予報に使われている割合は約3%に過ぎない。この宝の山が情報公開により「気象業務支援センター」で公開された。東京のハレックスはこれに注目。精緻に天気を予報するシステム「ハレックスドリーム」を独自に開発した。気象庁は日本全国を一辺20kmのマス目に分けて24~30時間先までの天気、気温、降水量を1日3回発表しているが、ハレックスはマス目を1km四方にまで縮小し、72時間先までの情報を30分ごとに提供している。顧客企業の業種は幅広く、農家にまで進出している。日経ビジネス（須永太一朗筆）

税 務 ミニガイド

平成27年4月より、国民年金3号被保険者の不整合記録問題への対応として、本来は時効で支払うことができない特定期間の保険料（最大10年分）の納付（特例追納）が可能となりましたが、この特例納付した国民年金保険料は全額が支払時の社会保険料控除の対象となります。



ヒント



岩井滝(岡山)

岡本良治/オアシス

社員旅行の取扱い 不参加者への現金支給など

□レクリエーション費用の取扱い

会社が福利厚生の一環として実施する社員旅行や懇親会、運動会などのレクリエーション費用については、「使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く）に対してその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない」とされています。

□社員旅行の留意点

会社主催の社員旅行に係る経済的利益について、所得税が課税されないものとして認められるためには、社会通念上一般的に行われていると認められる範囲のものであることが前提となります。

社会通念上一般的に行われていると認められる範囲のものであるかどうかの判断については、旅行の企画立案、主催者、旅行の目的、規模、行程、従業員の参加割合、使用者および従業員等の負担額および負担割合などを総合的に考慮して行われることとなりますが、次の2要件を満たしている場合には、原則として課税しなくて差し支えないものとされています。

- ①旅行期間（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数）が4泊5日以内のものであること
- ②その旅行の従業員等の参加割合（工場、支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員等の参加割合）が50%以上であること

□現金支給の場合の取扱い

社員旅行の不参加者に対して旅行参加に代えて現金を支給している場合には、現金を支給さ



○姓を「苗字」といいますが、そろそろ日本列島の北から田植えが始まる季節です。奈良時代から平安時代にかけて、直播栽培から、苗を苗代から本田に移植する水稲栽培が一般化しました。稲作には多数の人手が必要で、血縁が重視され、協力して従事し、収穫した稲も分け合った。同じ苗代で育てた苗を共同で植えることが社会的な単位となり、「苗字」となった。



れた旅行の不参加者はもとより、旅行の参加者についても、一律にその現金支給額相当の経済的利益があったものとして、課税対象とされます。

ただし、使用者の業務の必要に基づいて参加できなかった者に対してのみ現金を支給する場合には、その現金を支給された旅行の不参加者のみ、課税対象となります。

□裁決事例

旅行日程が2泊3日で従業員のほぼ全員が参加している海外への社員旅行（会社が負担した従業員一人当たりの旅行費用の額241,300円）に係る経済的利益について、「所得税を課税しなくて差し支えないとする通達は、レクリエーション行事の参加者の受ける経済的利益の額、すなわち使用者の負担額を重視し、その額が少額不追求の範囲内であることを前提に強いて課税しないこととしたものと解されるから、当該経済的利益の額が多額で、社会通念上一般的と認められる範囲を逸脱しているような場合には、課税をしないものとして取り扱うべき根拠を失うこととなる」として、当該経済的利益の額（241,300円）を課税対象とした事例（平成22年12月17日裁決）がありますので、注意が必要です。

金銭の貸付けによる 経済的利益

役員または使用人が使用者から金銭を無利息または一般の金利よりも低い金利で借り受けた場合、通常支払うべき利息相当額またはその金額と実際に支払っている利息との差額に相当する金額の経済的利益については、給与所得として課税されることになっています。

但し、一定の場合は、課税しなくて差し支えないこととなっているようですので、今回はそのケースをまとめてみます。

1. ケース1

災害、疾病等により臨時的に多額の生活資金を要することとなった役員または従業員に対して、その資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益は課税しなくて差し支えありません。

従って、結婚式費用としての数百万円の貸付けの利子相当額や、自社株取得のために融資を受ける場合の利子相当額などはこのケースには当たりません。

2. ケース2

役員または使用人に貸し付けた金額について、使用者における借入金の平均調達金利（例えば、当該使用者が貸付けを行った日の前年中または前事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中または前事業年度中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をいいます。）など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益は課税されません。

3. ケース3

上記1、2の貸付金以外の貸付金について受ける経済的利益で、その年またはその事業年度における利益の合計額が年5000円以下の場合の経済的利益は課税されません。

〈関係通達〉 所基36-28

ナマの税務相談室

Q 私はサラリーマンですが、約10年前に純金積立口座をX銀行に開設し、毎月自分の口座から3万円の定額引き落としで、貯蓄のつもりで行って参りました。昨年末、銀行からこの制度を都合で廃止することになり、については、引き続き従前どおりの方法で定額積立を行う意思があれば、別の業者に業務移管サービスをいたしますという連絡を受けました。

申込期日も指定されていたのですが、私はすっかり失念し、某日銀行に電話いたしましたところ、残念ながら期日まで申し込んでないのて解約せざるを得なくなりました。

A 成程。普通、投資信託は時間をかけても必ずしも儲かるというわけにはいきませんが、投資対象が金で、時流に合致し、利益が上がったのは良かったですね。

Q それなんです。金の価格が上昇しており安く購入したときの金の値上がり益がか

純金積立投資の 解約利益金の課税

なりあり、税金が心配になりました。

A 思いがけず、税金の問題が浮上したわけですね。解約の経緯を詳し

くご説明いただき、様子が判りました。金の売買による所得は、その取引状況に応じて、事業所得、雑所得、譲渡所得に区分されます。

ご質問の場合、毎月積み立てていたとのことですが、サラリーマンということや月々の積立金額、売却の回数から考えて事業や営利目的によるものとまでは認められませんので、おおむね譲渡所得と考えられます。

譲渡所得の金額の計算は、収入金額から取得費及び譲渡費用を控除し、その残額から特別控除額を控除して算出します。

10年前から購入されていますから、5年を超えている期間分は長期譲渡所得になります。解約した時にいただく計算書にしたがって短期と長期と区分して所得を計算して下さい。

似て非なるケース 半血兄妹の相続分

平成25年9月の婚外子(非嫡出子)に対する相続差別を違憲とする最高裁大法廷の全員一致決定を承けて、同年12月に当該差別規定を削除する民法改正がなされました。

現在の民法900条(法定相続分)の第4条には、「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときには、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする」とあります。

あれっ、この但し書きの差別規定は削除になっているんじゃないかな? と思う人がいるかもしれません。

違憲判決で改正削除された民法規定は、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、」の部分で、それに続く先記した全血・半血差別部分はそのまま存続しているのです。

ここの民法の規定は、判りにくいのですが、嫡出・非嫡出に関する規定は親からの相続についての定めで、全血・半血に関する規定は兄妹間での相続についての定め、と読むべきとされています。

被相続人に子供がおらず、直系尊属も既に死亡している場合は、被相続人のすべての兄弟姉妹が同順位で相続することになりますが、相続割合については、全血兄弟姉妹に対し半血兄弟姉妹は半分、

と平等にならないことになっています。

配偶者がいたとすると、配偶者の相続割合は4分の3、兄弟姉妹全体の相続割合は4分の1で、兄弟姉妹間の相続割合は全血か半血かによって異なる扱いを受けます。

兄弟は他人の始まり、と言われます。まして、親の異なる兄弟姉妹だったら、他人度が相当高くても不思議ではありません。しかし、相続分に違いはあるにせよ、疎遠なので連絡もしないまま、半血兄弟姉妹が参加しない遺産分割協議をしても、それは無効です。

逆に、債務超過の相続だったので、子が相続放棄したために兄弟姉妹に相続権が移る場合や、兄弟姉妹間の相続で、日ごろ疎遠のため情報が乏しい場合には、3カ月の放棄申述期間を徒過しないように注意すべきです。

風薫る五月。青空に鯉のぼりは泳ぎ、鳥は啼き、旅心しきりの大型連休。故郷忘れ難く、ふるさとへと車の列が続きます。このところ、「ふるさと納税」が人気ようです。今回の税制改正では、ふるさと納税の個人住民税の所得割額の上限が1割から二割に拡充されそうです。「薫風を入れて酔をうつ飯まろし まり子」

6日立夏、21日小満。



運がいい人も、
運が悪い人もいない。
運がいいと思う人と、
運が悪いと思う人がいるだけだ。

(作家、俳優 中谷彰宏)

5月の税務メモ

(国税)

- 4月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者の承認申請
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税確定申告の延納申請分の納付

11日
15日
6月1日
〃
〃
〃

(地方税)

- 4月分個人住民税特別徴収分の納付
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 鉱区税の納付
- 自動車税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。